

GIGAスクール構想の実現

4,819億円(文部科学省所管)

令和元年度補正予算額 2,318億円
 令和2年度1次補正予算額 2,292億円
 令和2年度3次補正予算額 209億円

※「通信環境の円滑化」は学校施設環境改善交付金の内数

Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する。

目指すべき
次世代の
学校・
教育現場

- ✓ 学びにおける時間・距離などの制約を取り払う～遠隔・オンライン教育の実施～
- ✓ 個別に最適で効果的な学びや支援～個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有～
- ✓ プロジェクト型学習を通じて創造性を育む～文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現～
- ✓ 校務の効率化～学校における事務を迅速かつ便利、効率的に～
- ✓ 学びの知見の共有や生成～教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)～



児童生徒の端末整備支援

3,149億円

○ 「1人1台端末」の実現

◆国公立の小・中・特支等義務教育段階の児童生徒が使用するPC端末整備

を支援	対象：国・公・私立の小・中・特支等	令和元年度	1,022億円
	国立、公立：定額(上限4.5万円)	令和2年度1次	1,951億円
	私立：1/2(上限4.5万円)		

◆国公立の高等学校段階の低所得世帯等の生徒が使用するPC端末整備を支援

対象：国・公・私立の高・特支等	令和2年度3次	161億円
国立、公立：定額(上限4.5万円)		
私立：原則1/2(上限4.5万円)		

○ 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる

障害に対応した入出力支援装置の整備を支援 令和2年度1次 11億円

対象：国・公・私立の小・中・高・特支等	令和2年度3次	4億円
国立、公立：定額 私立：1/2		

学校ネットワーク環境の全校整備

1,367億円

○ 小・中・特別支援・高等学校における校内LAN環境の整備を支援

加えて電源キャビネット整備の支援 令和元年度 1,296億円

対象：国・公・私立の小・中・高・特支等	令和2年度1次	71億円
公立、私立：1/2 国立：定額		

学習系ネットワークにおける通信環境の円滑化

○ 各学校から回線を一旦集約してインターネット接続する方法をとっている自治体に対して、**学習系ネットワークを学校から直接インターネットへ接続する方式に改めるための整備を支援**

対象：公立の小・中・高・特支等	公立：1/3	学校施設環境改善交付金の内数
-----------------	--------	----------------

GIGAスクールサポーターの配置促進

105億円

○ 急速な学校ICT化を進める自治体等のICT環境整備等の知見を有する者の

配置経費を支援 対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
 公立、私立：1/2 国立：定額 令和2年度1次 105億円

緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備 197億円

○ 家庭学習のための通信機器整備支援

Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、**LTE通信環境(モバイルルータ)の整備を支援**

対象：国・公・私立の小・中・高・特支等	令和2年度1次	147億円
国立、公立：定額(上限1万円) 私立：1/2(上限1万円)	令和2年度3次	21億円

○ 学校からの遠隔学習機能の強化

臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、**学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援** 令和2年度1次 6億円

対象：国・公・私立の小・中・高・特支等	公立、私立：1/2(上限3.5万円) 国立：定額(上限3.5万円)
---------------------	-----------------------------------

○ オンライン学習システム(CBTシステム)の導入

学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能な**オンライン学習システム(CBTシステム)の全国展開等**

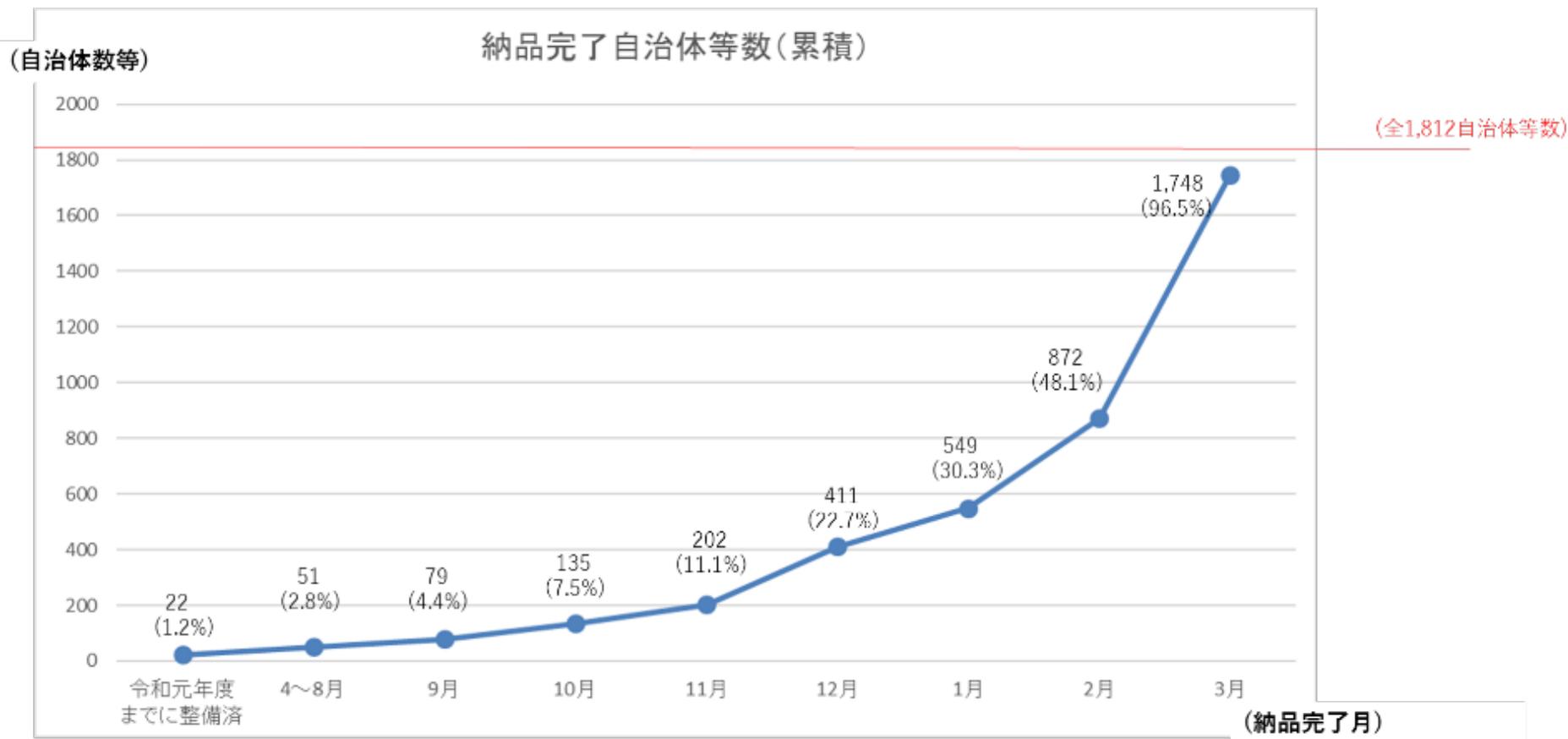
令和2年度1次	1億円
令和2年度3次	22億円

小中学校等の端末の調達状況（令和3年3月末時点）

○ 調査の概要

- 令和3年3月末時点の公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部・中学部）の端末の整備状況（令和3年2月時点での予定）
- 提出自治体等数：1,812自治体等 ※「自治体等」とは都道府県、市区町村、一部事務組合を含む公立学校情報機器整備費補助金の対象である公立の義務教育段階の学校設置者

全自治体等のうち **1,748自治体等（96.5%）** が令和2年度内に納品を完了する見込み、**64自治体等（3.5%）** が令和2年度内に納品完了しない見込み



※ 「納品完了」とは児童生徒の手元に端末が渡り、インターネットの整備を含めて学校での利用が可能となる状態を指す。

※ 公立学校情報機器整備費補助金によって整備する端末の状況を示しており、補助金を活用せず整備している自治体等については補助金の措置分(2/3)に相当する台数についての状況を示している

※ 令和2年度内に納品が完了しない理由

- 入札の公示等はしたが不調になった
- 端末への需給のひっ迫等による納期遅延 等

高等学校の学習者用コンピューター整備状況

○概要

公立高等学校におけるICT端末の整備状況に関し、令和2年12月に新たな経済対策が閣議決定されたことなどを踏まえ、文部科学省において都道府県の整備目標等に関し、令和3年3月末の見込みを調査

(実施時期：令和3年1～2月)

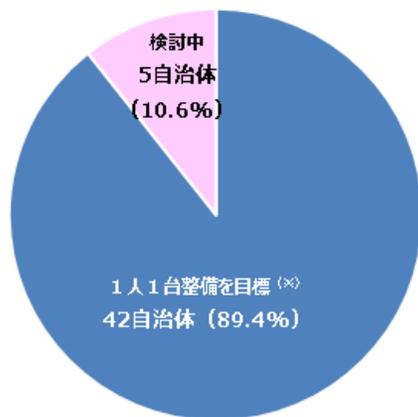
○対象

全都道府県教育委員会

○結果

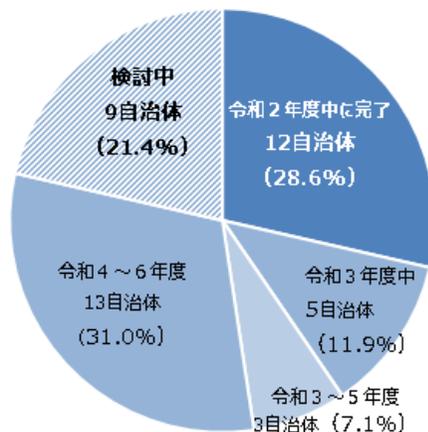
【1人1台整備を目標とする42自治体】

整備目標 (N=47)

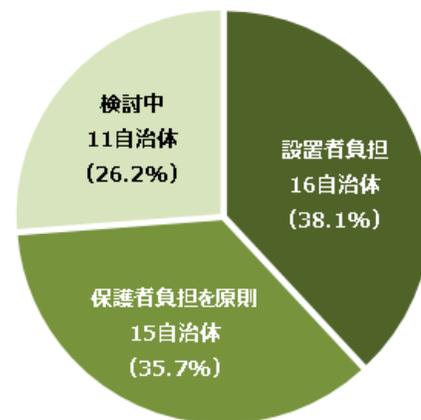


(※) 「1人1台整備の方向性を明らかにして検討中」と回答した都道府県を含む

整備期間 (N=42)



費用負担 (N=42)



(出典)文部科学省調べ

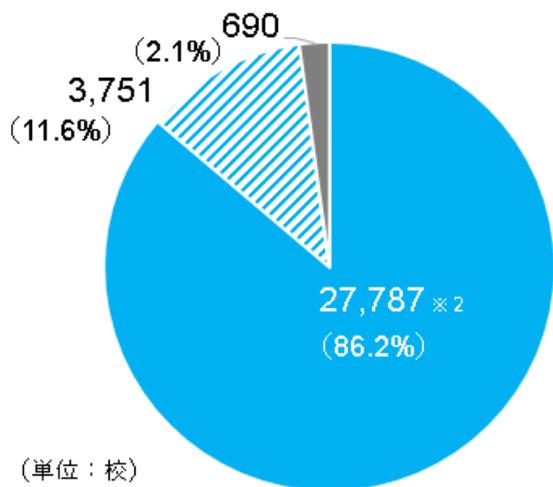
校内通信ネットワーク環境整備等の状況(令和3年3月末時点)

調査の概要

- ・ 令和3年3月末時点の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校内通信ネットワーク環境整備等の現状(令和3年2月時点での予定)
- ・ 提出自治体等数：1,815自治体等(学校数：32,787校)

校内ネットワーク環境の現状(整備に取り組んでいる学校数：32,228校 ※1)

86.2%の学校が令和2年度内に、97.9%の学校はほぼ新学期から供用開始の見込み



- 供用開始済み
- ▨ 整備中(4月中に供用開始)
- 整備中(5月以降に供用開始)

・ 本年度内に供用開始	27,787校(86.2%)
・ 本年4月末までに供用開始	31,538校(97.9%)

※1 整備しない学校559校を除く。整備しない理由は、統廃合予定、校舎の改築予定、未光地域、小規模校のため既存で対応、休校中等。

※2 供用開始済み27,787校の内訳

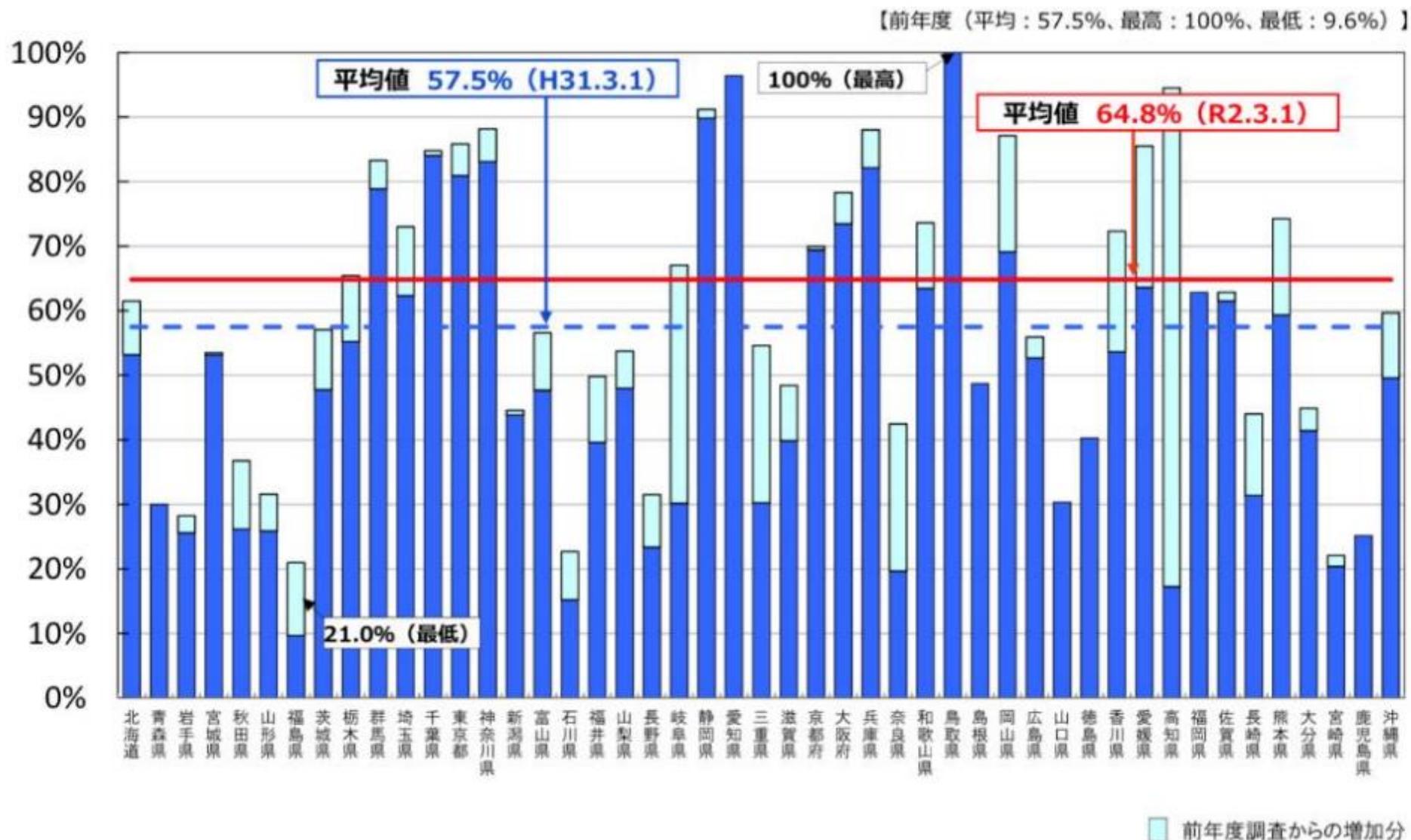
3月までに整備を完了し供用開始	24,701校
GIGAスクール構想以前に整備済み	1,934校
LTE端末で対応	1,152校

⇒ 各自治体等に対し、学校におけるネットワーク環境の安定的な確保について確認を行い、必要な施策を講じることについて通知

(出典)文部科学省調べ

統合型校務支援システムの整備状況

「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」に基づき、地方財政措置が講じられている

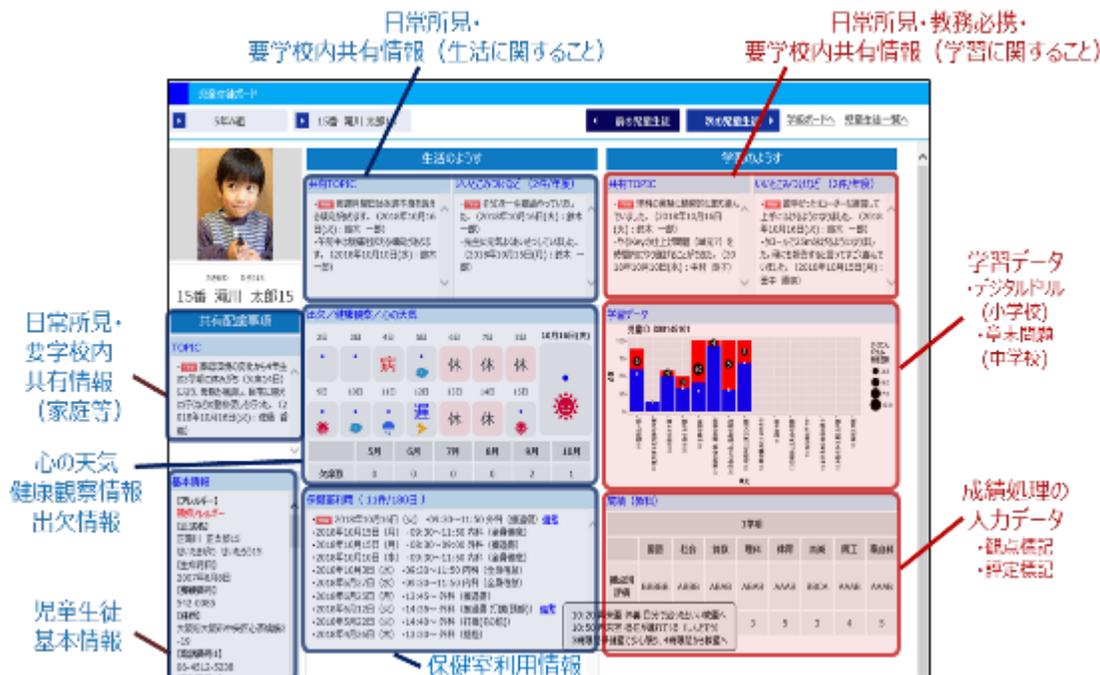


学習履歴(スタディ・ログ)等を活用した個別最適な学びの充実

教育データ利活用の基盤となるデータ標準化等の取組を加速しつつ、個々の児童生徒の知識・技能等に関する学習計画及び学習履歴(スタディ・ログ)等のICTを活用したPDCAサイクルの改善を図ることなどにより、誰一人取り残すことのないよう、個々の状況に応じたきめ細かい指導の充実や学習の改善を図ることが必要。

様々なデータを連携して活用する取組(大阪市:児童生徒ボード)

- 教員が気になる児童生徒の状況を多面的に確認することで、状況を迅速に把握し、きめ細やかな個別指導ができる。
- 学校全体で問題を早期発見し、迅速な対応を取ることができる。



個々の子供に応じた
よりきめ細やかな指導



意見・回答の
即時共有を通じた
効果的な協働学習

個々の子供の状況を
客観的・継続的に把握
(センシング技術)



知識・技能の定着を助ける
個別最適化(AI)ドリル

学習記録データに基づいた、
効果的な問題や興味のある
ような学習分野等のレコメンド



(出典) 文部科学省「教育のデジタル化・スマート化により教育の質の向上について」

進む教育データの標準化

- ✓ 教育データに関して、現時点では先進自治体・学校等が調査研究を行っている段階であり、**収集方法、活用方法に様々なバラエティがあり、全国の学校における教育データの収集・利活用にコンセンサスがある状況にはない。**
- ✓ 一方、「GIGAスクール構想」により小・中学校等の1人1台端末導入が加速し、データの収集・活用に関して**一定のルールが必要な緊急の状況**がある。
- ✓ このため、**教育データ全体の将来的な展望を視野に入れつつも、まず、教育データ標準の枠組みの提示と学習データの起点としての「学習指導要領コード」を「教育データ標準」(第1版)として令和2年10月16日に公表。**
- ✓ 今後、これまで制度等に基づき学校現場において普遍的に活用されてきたデータ等の標準化(※)について、**「第2版」**として公表できるよう検討を進める。また、活用結果を見ながら、必要があれば改訂を行う。
※学校コードは令和2年12月に公表。今後、学校健診情報などに関するデータの標準化を進める。

標準化の枠組み

- データの標準化は、**教育データの相互流通性の確保が目的**であるため、あらゆる取得できる可能性のあるデータを対象に行うのではなく、**全国の学校、児童生徒等の属性、学習内容等で共通化できるものを対象**とする。
- 教育データを、①**主体情報**、②**内容情報**、③**活動情報**に区分する。
 - ① 主体情報 … 児童生徒、教職員、学校等のそれぞれの属性等の基本情報を定義。
 - ② 内容情報 … 学習内容等を定義。(「学習指導要領コード」など)
 - ③ 活動情報 … 何を行ったのかを定義。(狭義の学習行動のみだけでなく、関連する行動を含む)

